

## 教育・保育施設類型別概要

表 1 施設類型別概要

	幼稚園	保育所	幼保連携型認定こども園 <sup>1</sup>
所管省庁	文部科学省	こども家庭庁	こども家庭庁
根拠法	学校教育法	児童福祉法	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律
目的	「義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を保育し、幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えて、その心身の発達を助長すること」(学校教育法第22条)	「保育を必要とする乳児・幼児を日々保護者の下から通わせて保育を行うこと」(児童福祉法第39条)	「義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとしての満3歳以上の子どもに対する教育並びに保育を必要とする子どもに対する保育を一体的に行い、これらの子どもの健やかな成長が図られるよう適当な環境を与えて、その心身の発達を助長するとともに、保護者に対する子育ての支援を行うこと」(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第7項)
対象	満3歳から小学校就学の始期に達するまでの幼児 (藤井寺市では4歳以上の幼児)	保育を必要とする乳児・幼児	満3歳以上のこども及び満3歳未満の保育を必要とするこども
教育・保育内容の基準	幼稚園教育要領	保育所保育指針	幼保連携型認定こども園教育・保育要領
教育・保育時間	4時間を標準とする。ただし、幼児の心身の発達の程度や季節などに適切に配慮するものとする。	8時間を原則とし、その地方における乳幼児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、保育所の長がこれを定める。	保育の必要性の有無により、それぞれ幼稚園・保育所の教育・保育時間と同様。

<sup>1</sup> 認定こども園は幼保連携型以外に保育所型・幼稚園型・地方裁量型があり、本市には私立の幼稚園型認定こども園が1施設ある。

	幼稚園	保育所	幼保連携型認定こども園 <sup>1</sup>
休園日及び休業日 <sup>2</sup>	土曜日、日曜日、祝日 休業日は長期休業日（春休み、夏休み、冬休み）、創立記念日	日曜日、祝日、年末年始	日曜日、祝日、年末年始 休業日は土曜日、長期休業日（春休み、夏休み、冬休み）
通園区域	有り	無し	無し
職員等の条件	幼稚園教諭普通免許状	保育士資格を有し、保育士登録簿に登録を受けること。	幼稚園教諭普通免許状を有し、かつ、保育士資格を有し、保育士登録簿に登録を受けること。
1学級当たりのこどもの数及び教員（保育士）1人当たりのこどもの数	1学級の幼児数は、35人以下を原則とする。	1学級当たり乳幼児数／学級編制基準なし。 保育士の数は、乳児おおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳に満たない幼児おおむね6人につき1人以上、満3歳以上満4歳に満たない幼児おおむね20人につき1人以上、満4歳以上の幼児おおむね30人につき1人以上とする。ただし、保育所1につき2人を下ることはできない。 （藤井寺市では満1歳以上満2歳に満たない幼児については5人につき1人以上。）	0～2歳児について、保育所と同様の配置基準。 3～5歳児について、幼稚園と同様の学級編成基準。（大阪府では満3歳以上満4歳未満の園児については25人以下。道明寺こども園では4歳以上児は30人で学級を編制。）
給食の提供	任意（藤井寺市では提供なし。）	義務	義務（保育の必要性があるこどもについて。） （藤井寺市では全園児に提供。）

<sup>2</sup> 休業日は、教育課程に基づく教育の提供を行わない日をいう。